

# 史跡船来山古墳群保存活用計画策定支援業務に関する

## プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

史跡船来山古墳群は、平成 31 年 2 月 26 日に指定されました。また今回の国指定地を含む約 17ha が地権者より本巢市に寄贈され、平成 31 年 3 月 1 日に本巢市の公有地になりました。

船来山古墳群は 3 世紀から 7 世紀まで古墳時代の全時期を通じた古墳の密集地です。過去に平成 5 年から、開発に伴う発掘調査が行われ、多数の古墳が出土し、地域の歴史や文化を知るための重要な遺跡であることが判明しました。

当市では、これらの貴重な文化財である古墳群やその立地する自然地形の保存と活用を図るとともに、豊かな歴史文化と魅力的な里山がまちづくりの中核的施設となることを目指し、船来山古墳群の保存活用計画を策定したいと考えています。またほぼすべてが公有地となり、平成 5 年からの発掘調査以降野ざらしの状態のため現地の保護保全が求められています。

計画の中では、船来山古墳群を自然地形・景観とあわせて保存・活用し、歴史や自然を体感できるとともに、子どもから大人までが訪れて、一般の人々が身近に歴史を感じ、安全に事故なく、楽しみながら学べる公園、エリアとして検討を行いたいと考えています。このために、当市では、今後の船来山古墳群及び周辺の具体的整備の事業化に向けての基礎的判断材料となり、また、当面あるいは将来起こり得る各種課題等に適切に対応できるよう、現在抱える問題点、将来起こり得る問題点を整理し、解消していくために保存活用計画を策定する必要があると考えています。また、船来山古墳群ならではの計画を提案したいと考えています。こうした業務は市単独では難しく支援いただきたいため、次のとおりプロポーザルを実施します。

### 2. 委託業務名

船来山古墳群保存活用計画策定支援委託業務

### 3. 契約期間

契約締結日～令和 3 年 3 月 26 日

### 4. 上限価格

6, 616, 500 円（税込）

### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本巢市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。ただし、有資格者でない者については、参加表明書提出時に入札参加業者選定要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 18 号）に基づく資格申請を提出し、審査を受けるものとする。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本巢市暴力団排除条例（平成 24 年本巢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にあるものでないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 本業務を確実に履行できる技師（国史跡の保存活用計画策定業務等に関する主体的な実務経験を有する）を配置できること。遺跡、史跡整備のコンサルタント及び埋蔵文化財の調査を実施することが出来ること。発掘調査後野ざらしのまま 20 年以上経過している古墳が多数あるため、石室の保存活用のために、国の選定保存技術認定団体である「文化財石垣保存技術協議会」の「技術・研究会員」を配置することができること。

と。

- (9) 本業務を遂行するために主体的に委託業務を実施し、必要とされる専門的知識と経験を有する人材を確保し、本巢市が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための関係各課との調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。
- (10) 必要に応じて早急な訪問対応が可能であること。

## 6. 業務内容

別紙 仕様書のとおり。

## 7. 選定方式

- (1) プロポーザル方式（企画書等とプレゼンテーションによる審査）
- ・企画書（業務内容、提案内容のポイントをまとめた提案書）
  - ・プレゼンテーション（担当者による説明及び質疑応答）

## 8. 質疑応答

- (1) 質問書の提出  
質疑については、質問書により下記問い合わせ先まで提出してください。
- (2) 質問書提出期限  
令和2年4月13日（月）15時まで
- (3) 回答期限  
令和2年4月15日（水）15時まで ※質問者全てに対して回答します。

## 9. 参加表明

- (1) 参加事業者は、参加表明書を下記問い合わせ先まで提出してください。
- ①参加表明書
  - ②業務実績報告書
    - ・過去10年間の実績を業務実績報告書に記入のうえ、1部提出してください。
  - ③資格証明書
- (2) 参加表明書受付期間  
令和2年4月2日（木）～4月17日（金）15時まで（必着）  
※参加・不参加をご連絡ください。

## 10. 企画書等の提出

- (1) 提出書類
- ①企画書
    - ・仕様書の内容に基づき作成してください。
    - ・書類は、任意様式としますが、表紙を含めA4版で10枚（裏表で20枚）以内とし、ページ数を付してください。
    - ・文字や図、表の利用は自由です。
    - ・参加事業者を識別できないよう、社名・ロゴ等を資料に含まないでください。
    - ・使用する言語は日本語としてください。
    - ・専門的知識を有しない者でも理解できるよう、技術用語等を多用した表現は避けてください。
    - ・簡易製本のうえ、15部提出してください。なお、企画書のデータを記録したCD-Rも1部提出してください。（Word形式、PowerPoint形式に限る）
  - ②見積書
    - ・見積書は、代表印を押した正式見積書とします。
    - ・1部提出してください。

(2) 提出期限

令和2年5月8日（金）17時まで  
（郵送も可。ただし期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

〒501-0494  
岐阜県本巣市下真桑 1000 番地 本巣市教育委員会 社会教育課

11. 審査

(1) 選定方法

- ・ 船来山古墳群保存・活用検討委員会委員、本市担当部局等の職員で構成する審査会において、下記審査基準により、企画内容等を総合的に評価し、合計得点が最も高い事業者を委託予定業者として選定します。
- ・ プレゼンテーションの順番は企画書の到着順で決定します（決定後通知します）。  
評価点と同じ場合は、くじ引きを行い、決定した順番の早い方を優先交渉者とします。

(2) 審査基準

**企画力**

- ・ 古墳群の保存・整備の専門企画力  
（船来山古墳群の保存・活用の方針・目的を的確に把握し、専門力を生かした提案ができるか）
- ・ 独自の企画、提案力  
（船来山古墳群ならではの独自の特色が際立った提案であるかどうか）
- ・ 先端性  
（最新の事例を収集し、一般の人々が楽しく安全に学べ、誘客力の高い提案能力があるかどうか）

**実務能力**

- ・ 実効性  
（必要と想定される機能を検討し、今後の整備内容、整備及び運営方法への展望を含めた計画策定を支援できるかどうか）
- ・ 条件整理・先見性  
（想定される各種課題、条件等整理ができる能力があるかどうか）
- ・ 価格評価  
（本業務の上限価格に対して、内容に対して妥当な額かどうか）

**体制**

- ・ 迅速性・関係機関との連携手法  
（事務局、参加者、地権者、地元自治会、船来山古墳群保存活用検討委員会委員等と迅速に密に連携し、調整がとれるかどうか）
- ・ 組織力  
（総合的に専門知識や経験の多い人材を配置し、専任させることが出来るかどうか）

**実績**

- ・ 企業実績  
（遺跡、史跡整備のコンサルタント及び埋蔵文化財の知識、実績があること）

(3) 第2次審査

選考委員による書類審査、書類による質疑応答

(4) 審査結果

審査結果は、参加事業者全員に合否のみを文書で通知します。

(5) その他

- ①審査結果に対して異議を申し立てることはできません。
- ②次のいずれかに該当する場合は失格とします。
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
  - ・その他、本実施要領の内容に違反する場合
- ③選定後の契約については、選定された参加事業者を対象にして、当市での内部手続きを経て決定しますので、審査結果の可否の通知をもって、契約の相手方及び金額を約するものではありません。

12. その他

- (1) 参加事業者から提出された書類は、本プロポーザルの審査以外の目的には使用しません。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 企画書の作成や、プレゼンテーション等、本プロポーザルへの参加に要する経費については、参加事業者の負担とします。
- (4) 業務委託内容については、審査の結果合格した事業者との協議により、若干変更する場合があります。

13. スケジュール（予定）

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ・参加表明書提出期限   | 令和2年4月17日（金）15時          |
| ・質問書提出期限     | 令和2年4月13日（月）15時          |
| ・質問書回答期限     | 令和2年4月15日（水）15時          |
| ・書類審査        | 令和2年4月21日（火）             |
| ・企画書等提出期限    | 令和2年5月8日（金）17時           |
| ・第2次審査（書類審査） | 令和2年5月8日から26日            |
| ・審査結果通知      | 令和2年5月29日（金）             |
| ・契約締結        | 令和2年6月中旬                 |
| ・第1回打ち合わせ    | 令和2年6月下旬                 |
| ・第2回庁内調整会議   | 令和2年7月予定                 |
| ・第1回ワークショップ  | 令和2年7月18日（土）予定13時30分～16時 |
| ・第2回打ち合わせ    | 令和2年8月予定                 |
| ・第3回策定委員会    | 令和2年9月予定                 |
| ・第3回打ち合わせ    | 令和2年10月予定                |
| ・第4回策定委員会    | 令和2年10月予定                |
| ・第2回庁内調整会議   | 令和2年11月予定                |
| ・第4回打ち合わせ    | 令和2年12月予定                |

※上記の日程は新型コロナウイルス感染防止のため変更、延期の場合もあります。

14. 問い合わせ・質問書・参加表明書・企画書受付先

本巢市教育委員会 社会教育課 担当：恩田

〒501-0494 本巢市下真桑1000番地

TEL：058-324-7764 FAX：058-324-2964

E-MAIL:shakai-kyouiku@city.motosu.lg.jp